

第 5 回いじめ再調査に係る再発防止策等検討会 議事録

1 開催概要

- (1) 開催日時：令和 2 年 4 月 24 日（金）午前 10 時～午後 0 時 5 分
- (2) 開催方法：Web 会議で実施
- (3) 出席委員：高谷哲也委員（会長）、河内祥子委員（副会長）、甲木真哉委員、小山献委員
- (4) 公開・非公開の別：本議事録で公開（議事(2)の②については非公開）
- (5) 傍聴者等：なし

2 議事概要

- 検討会の冒頭、会長から、議事(1)の「委員による検討」については、①所掌事務(1)～(3)の項目に係る検討と、②今後の進め方等について協議を行うこととし、そのうち②については、協議の内容によっては個人情報等に関する内容が扱われることも想定され、また、委員間での率直な意見交換を行うため非公開の場で協議したいとの提案がなされ、検討会の議決の結果、非公開とすることとされた。

(1) 委員による検討

- ① 所掌事務(1)「いじめの防止等のための対策」、所掌事務(2)「重大事態の発生防止策及び重大事態が発生した後の学校等の対応」、所掌事務(3)「いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方」について、今後、提言の検討を進めるに当たっての項目の整理を行った。
- 所掌事務(1)「いじめの防止等のための対策」
- ・ 資料 2 で提言に含める必要がある項目として、3 点あると考える。1 点目が、「いじめ」という言葉を使うことで、逆にその範囲が狭くとらえられてしまう危険性に留意するべきであること、2 点目が、子どもたち自身が、自分の権利が侵害されていることについて声を上げられるような力を育むといった教育が必要であること、3 点目が、再調査報告書でも提言されていたように、児童生徒自身が自分たちの力でいじめを防止していく取組を充実する必要があること、である。
 - ・ 方向性としては、再調査委員会の報告書の「同種の事態の発生の防止について」の中の、「『いじめ』についての正しい認識」、「個々の生徒の個性に着目した接し方と指導」、「教職員間の連携・情報共有」、「生徒自身が主体的にいじめを捉えることができるような取り組み」というところが、大きな項目になると思っている。
 - ・ 小学校・中学校に比べると高校というのは、家庭から友達関係に自分の帰属感の対象が移行していき、周りとは違う考えや意見を持つことを避けようとする同調圧力的なものが強くなるということが、この事案での一つの大きな要素であると考えている。このことが、意図する・しないに関わらずいじめに繋がる部分でもあると思うので、そここのところの教育を中学校から意識してやっていないと改善されないのではないかと。
 - ・ 提言をまとめていくにあたっては、どこまで具体的に踏み込んでまとめるのか、早い段階から委員間で共通認識を持ちながら行う必要がある。
 - ・ いじめの防止等に向けた取組は、小学校・中学校・高等学校と発達段階に応じた違いがあることを十分に留意して行う必要があるが、本提言においては、どこに焦点を当てて議論するのかについても検討する必要がある。

- ・ 事案が起こる前の情報共有にも課題があったと考えられ、それを踏まえると、重大事態になる前からの保護者との連携が重要である。
- ・ 所掌事務(2)の「重大事態の発生防止策」は、(1)の「いじめの防止等のための対策」と重なる部分が多いので、最終的にまとめる段階では、「重大事態の発生防止策」は、「いじめ防止のための対策」の延長線上のような形で一緒にするか、あるいは所掌事務(2)を分けて考えるような形の方が整理しやすいのではないか。
- ・ 提言において授業の内容や取組について具体的に指示をするのは、学校の現場が自分たちで考えていくことを阻害するのではないかとという心配がある。提言では、学校現場が自分たちで考えて実践していくための方向性を示す必要がある。
- ・ 再調査報告書が出された後、小学校・中学校・高校において、それぞれの学校の段階、子どもたちの発達段階、児童生徒の特性に応じて、どのような工夫がなされているのか、もしくはどのような限界を抱えているのか、学校の現場に対して聴き取りを行う必要がある。
- ・ 小学校では、道徳の授業や総合学習の教科などがあるが、その部分に制限や限界がある高校などで、どの授業や活動でいじめの防止等のための対策に取り組むか、ある程度具体的に提言する必要があると考えている。
- ・ 具体的な内容で縛るというのは現実的ではないが、取り組むための時間の確保などは、提言として入れてもいいと思う。
- ・ 例えば、教員・学校・教育行政など、誰に向けての提言かを明示的に分けて考えていく必要がある。

→ **所掌事務(2)「重大事態の発生防止策及び重大事態が発生した後の学校等の対応」**

- ・ 組織的対応の重要性の強調は、重大事態が発生した後の学校の対応において、かなり大きくなるのではないかと印象を持っている。
- ・ 重大事態が発生した後の学校等の対応については、具体的に管理職が責任を持って直接対応する必要があることや、情報共有をいかにしっかりと行うのかというようなことが再調査報告書でも提言されており、この部分は具体的に提言として引き取って書いていくことになると考えている。
- ・ 重大事態の原因やいじめの有無に関して様々な情報を持っている家族から、寄り添いながら聴き取っていくという姿勢というのは、学校の対応としても非常に大きな課題だと思う。
- ・ 重大事態発生後の学校等の対応については、基本調査のやり方、組織的な対応、御家族に対する対応というところに大体収斂される。他の事案でも同じような問題が起きている部分であるので、ある程度、共通意見が形成しやすいと思う。
- ・ 学校は、対応が適切であったかについて自ら検証をしたのか。また、同様に任命権者や学校設置者が学校の対応をどのように評価したのかということも調査する必要があるのではないか。
- ・ 重大事態発生後の学校等の対応がどうあるべきかについては、ガイドラインで示してあるが、それがうまく実現できないこともあり、どうすれば実現できるのかというところを提言としてまとめていく方向で考える必要がある。
- ・ 重大事態が発生した後の学校等の対応について、それぞれが自分たちの立場で考えるのではなく、共通した目的を持って、一緒になって向き合っていくことが重要であることを示す必要がある。

→ 所掌事務(3)「いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方」

- ・ 調査を実施する時には、事実の把握を目的とすることを関係者全員が明確に共通理解するということが重要であり、それができずに調査を進めると、後々、事実が抜け落ちていたり、書き直しが行われたりということに繋がるので、この重要性については、提言において強調する必要があると考えている。
- ・ 調査の目的や過程、方法、結果を説明する、また調整しながら被害児童生徒や保護者と進めていくことの重要性も、提言の中に含める必要があると思う。
- ・ 重大事態は、それに関係した全ての人がかかなりの心理的な負荷や感情を持ち続けることになるので、それぞれの立場の人にとっての心理的な負担に配慮した調査の実施を重視するということが提言の中では述べる必要があると考える。
- ・ 調査においては、保護者に調査の内容・方向性について十分に説明を行うなど、保護者とコミュニケーションをとりながら行う姿勢が求められる。
- ・ 調査自体は事実を把握するために広く調べることも重要であるが、報告書をまとめるに当たっては、調査によって把握した事実の中には不確定な事実が混入している可能性もあることから、十分に精査するべきである。
- ・ 調査委員会については、裁判と違い調査に限界があり、全体像を完全に把握することが難しいところがあるからこそ、調査委員会に期待された目的に沿って報告書は書くべき。
- ・ 他の事案において調査の実施に際し、一部の関係者から取り調べのようだとされたことがあるので、そういう部分にも配慮して行う必要がある。

② 今後の進め方等について

○ 「今後の進め方等」について、非公開の場で協議

○ 協議終了後、公開の場で協議結果について会長から説明

- ・ 今後の聴き取りについて、新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中で、どのように実施するか協議を行った。
- ・ 次回の検討会では、所掌事務(2)の後半部分にある、「重大事態が発生した後の学校等の対応」を中心に協議することとなった。

(2) その他

- 次回検討会の日程については、決まり次第、改めて連絡することを確認

(以上)